

## 第七次香川県保健医療計画の考え方について

### 1. 計画作成の背景

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律が平成 26 年 6 月に成立し、効率的かつ質の高い医療提供体制を構築するとともに、地域包括ケアシステムを構築することを通じ、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するため、医療法が改正され地域医療構想が導入された。

地域医療構想において、都道府県は、二次医療圏を基本とした構想区域ごとに、2025 年の病床の機能区分ごとの病床数の必要量とその達成に向けた病床の機能の分化及び連携の推進に関する事項を定めることとされており、本県でも平成 28 年 10 月に、香川県地域医療構想を策定した。

今般の医療計画の策定に当たっては、

- ① 急性期から回復期、慢性期までを含めた一体的な医療提供体制の構築
- ② 疾病・事業横断的な医療提供体制の構築
- ③ 5 疾病・5 事業及び在宅医療に係る指標の見直し等による政策循環の仕組みの強化
- ④ 介護保険事業（支援）計画等の他の計画との整合性の確保

などの観点から、法第 30 条の 3 第 1 項の規定に基づき、医療提供体制の確保に関する基本方針の改正等が行われた。

県においては、患者本位の、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制を構築し、県民の医療に対する安心、信頼の確保を図るために、基本方針の改正の趣旨を踏まえた医療計画の見直しを通じて、医療計画をより一層有効に機能させていくこと及び地域医療構想の達成に向けた取組を進めていくことが求められている。

また、病床の機能の分化及び連携の推進による効率的で質の高い医療提供体制の構築及び居宅等における医療・介護の充実等の地域包括ケアシステムの構築が一体的に行われるよう、医療計画、介護保険法に規定する都道府県介護保険事業支援計画、市町村介護保険事業計画の整合性を確保することが必要である。

## 2. 計画の性格

計画は、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保等を図っていくための基本的な事項を示すものであり、県の保健医療行政の基本となる計画である。

※市町に対しては、保健医療行政の計画的な運営のための指針となることが期待される。

※医療提供機関に対しては、この計画の推進のため必要な協力が求められている。

※県民及び関係機関に対しては、ともに協力し、この計画に沿った活発な活動が自主的に展開されることが期待される。

## 3. 計画期間

平成30年4月1日から平成36年3月31日（6年間）

## 4. 医療法の規定に基づき国及び県が定める内容

(1) 国が基本方針において定める内容（医療法 第30条の3）

- ① 医療提供体制の確保のため講じようとする施策の基本となるべき事項
- ② 医療提供体制の確保に関する調査及び研究に関する基本的な事項
- ③ 医療提供体制の確保に係る目標に関する事項
- ④ 医療提供施設相互間の機能の分担及び業務の連携並びに医療を受ける者に対する医療機能に関する情報の提供の推進に関する基本的な事項
- ⑤ 地域医療構想に関する基本的な事項
- ⑥ 地域における病床の機能の分化及び連携並びに医療を受ける者に対する病床の機能に関する情報の提供の推進に関する基本的な事項
- ⑦ 医療従事者の確保に関する基本的な事項
- ⑧ 医療計画の作成及び医療計画に基づく事業の実施状況の評価に関する基本的な事項
- ⑨ その他医療提供体制の確保に関する重要事項

(2) 県が医療計画に定める具体的な内容（医療法 第30条の4、医療計画作成指針）

- ① 県において達成すべき5疾病・5事業、在宅医療に係る医療の確保の目標に関する事項  
→5疾病：がん、脳卒中、心筋梗塞等の心血管疾患、糖尿病、精神疾患  
5事業：救急医療、災害時における医療、へき地の医療、周産期医療、小児医療(小児救急医療を含む)
- ② 5疾病・5事業、在宅医療に係る医療連携体制に関する事項

- ③ 医療連携体制における医療提供施設の機能に関する情報提供の推進に関する事項
- ④ 医療従事者の確保に関する事項
- ⑤ 医療の安全の確保に関する事項
- ⑥ 病床の整備を図るべき区域の設定に関する事項
- ⑦ 基準病床数に関する事項
- ⑧ 地域医療支援病院の整備の目標その他医療機能を考慮した医療提供施設の整備の目標に関する事項
- ⑨ 地域医療構想に関する事項
- ⑩ 病床の機能に関する情報の提供の推進に関する事項
- ⑪ その他医療提供体制の確保に関し必要な事項

## 5. 方向性

### (1) 基本的考え方

新たな医療計画の作成に当たっては、国の「医療計画作成指針」に示される具体的手段を参考としながら、基本方針に即して、かつ医療提供体制の現状、今後の医療需要の推移等地域の実情に応じて、関係者の意見を十分踏まえた上で行なう必要がある。

特に、人口の急速な高齢化や社会構造の多様化・複雑化が進む中、がん、脳卒中、心筋梗塞等の心血管疾患、糖尿病及び精神疾患の5疾病については、生活の質の向上を実現するため、患者数の増加の状況も踏まえつつ、これらに対応した医療提供体制の構築が求められている。

さらには、地域医療の確保において重要な課題となる救急医療、災害時における医療、へき地の医療、周産期医療及び小児医療（小児救急を含む。）の5事業及び在宅医療についても、これらに対応した医療提供体制の構築により、患者や住民が安心して医療を受けられるようにすることが求められている。

5疾病・5事業及び在宅医療のそれぞれについて、地域の医療機能の適切な分化、連携を進め、切れ目ない医療が受けられる効率的で質の高い医療提供体制を地域ごとに構築するためには、医療計画における政策循環の仕組みを一層強化することが重要となる。

なお、良質かつ持続可能な医療の提供や病床機能の分化・連携の推進を図る観点から、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）に定める香川県医療費適正化計画について、本計画において一体的に作成する。

## (2) 具体的な手順

具体的には、住民の健康状態や患者状態（アウトカム）を踏まえた上で、医療提供体制に関する現状を把握し、5 疾病・5 事業及び在宅医療それぞれの課題を抽出し、課題の解決に向けた施策の明示及び数値目標の設定、それらの進捗状況の評価等を実施し、目指すべき方向の各事項に関連づけられた施策群が全体として効果を発揮しているかという観点も踏まえ、必要に応じて医療計画の見直しを行う仕組みを、政策循環の中に組み込んでいくことが必要になる。

県には 5 疾病・5 事業及び在宅医療について、それぞれに求められる医療機能を明確にした上で、地域の医療関係者の協力の下に、医療連携体制を構築するとともに、それをわかりやすく示すことにより、患者や住民が地域の医療機関ごとの機能分担の現状を理解し、病期に適した質の高い医療を受けられる体制を整備することが求められている。

## (3) 他計画等との関係について

医療計画の作成に当たっては、他の法律の規定による計画であって医療の確保に関する事項を定めるものとの調和が保たれるようにするとともに、公衆衛生、薬事、社会福祉その他医療と密接に関連を有する施策との連携を図るよう努める。

医療の確保に関する内容を含む計画及び医療と密接に関連を有する施策としては、例えば次のようなものが考えられる。

- ① 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）に定める基本方針及び都道府県介護保険事業支援計画⇒香川県高齢者保健福祉計画  
※ 介護保険法に定める市町介護保険事業計画等との整合性を確保するため、県や市町の関係者による協議の場を設置。
- ② 健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）に定める基本方針及び都道府県健康増進計画⇒健やか香川 2 1 ヘルスプラン
- ③ がん対策基本法（平成 18 年法律第 98 号）に定めるがん対策推進基本計画及び都道府県がん対策推進計画⇒香川県がん対策推進条例、香川県がん対策推進計画
- ④ 歯科口腔保健の推進に関する法律（平成 23 年法律第 95 号）に定める基本的事項⇒香川県歯と口腔の健康づくり推進条例、香川県歯と口腔の健康づくり基本計画
- ⑤ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）に定める基本方針及び都道府県障害福祉計画⇒かがわ障害者プラン（香川県障害福祉計画）

